（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）

**第二十一条**　第十八条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所、長崎少年鑑別所、熊本少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。

2　［略］

（地域非行防止調整官）

**第二十二条**　札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。

2　地域非行防止調整官は、命を受けて、第二十条第一号、第二号及び第四号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（鑑別調査官）

**第二十三条**　東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、鑑別調査官一人を置く。

2　鑑別調査官は、命を受けて、第二十条第一号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（分所の名称及び位置）

**第二十四条**　［略］

（分所長）

**第二十五条**　［略］

（分所に置く課等）

**第二十六条**　［略］

2　小倉少年鑑別支所の庶務課は、第十九条第一号から第六号までに掲げる事務のほか、少年鑑別所の分所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。

3　小倉少年鑑別支所の医務課は、第二十条第三号に掲げる事務をつかさどる。

4　小倉少年鑑別支所の首席専門官は、第二十条第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（少年鑑別所の統括専門官）

**第二十七条**　［1・2　略］

3　統括専門官は、第二十条各号（第二十一条第一項に掲げる少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所に置かれる統括専門官にあっては、第二十条第一号、第二号及び第四号）に掲げる事務のうち、所長の指定する分担に係る事務を統括する。

（雑則）

**第二十八条**　［略］

**別表第一**（第一条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 関東医療少年院 | 東京都 |
| 東日本少年矯正医療・教育センター | 東京都 |

（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）

**第十七条**　第十四条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所、長崎少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。

2　［同上］

（地域非行防止調整官）

**第十七条の二**　さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所及び福岡少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。

2　地域非行防止調整官は、命を受けて、第十六条第一号、第二号及び第四号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（鑑別調査官）

**第十七条の三**　東京少年鑑別所及び八王子少年鑑別所に、鑑別調査官一人を置く。

2　鑑別調査官は、命を受けて、第十六条第一号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（分所の名称及び位置）

**第十八条**　［同上］

（分所長）

**第十九条**　［同上］

（分所に置く課等）

**第二十条**　［同上］

2　小倉少年鑑別支所の庶務課は、第十五条第一号から第六号までに掲げる事務のほか、少年鑑別所の分所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。

3　小倉少年鑑別支所の医務課は、第十六条第三号に掲げる事務をつかさどる。

4　小倉少年鑑別支所の首席専門官は、第十六条第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

（少年鑑別所の統括専門官）

**第二十一条**　［1・2　同上］

3　統括専門官は、第十六条各号（第十七条第一項に掲げる少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所に置かれる統括専門官にあっては、第十六条第一号、第二号及び第四号）に掲げる事務のうち、所長の指定する分担に係る事務を統括する。

（雑則）

**第二十二条**　［同上］

**別表第一**（第一条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 関東医療少年院 | 東京都 |
| ［項を加える。］ | |